

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>長良川スポーツプラザ外構改修工事の施工箇所に「岐阜情報スーパーハイウェイ」の光ケーブルが埋設されている。当該工事に支障となるため、光ケーブルを工事に合わせて仮移設・本移設を行う必要があるが、利用者への影響を最小限に抑えるため、迅速かつ確実に移設工事を施工する必要がある</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>西日本電信電話株式会社岐阜支店は、「岐阜情報スーパーハイウェイ」の運用保守業務を請け負っている。</p> <p>また、計画・構築段階からスーパーハイウェイ事業に携わっており、ネットワーク構成を熟知している。</p> <p>以上のことから、当該工事を迅速かつ確実に施工することができるのは、西日本電信電話株式会社岐阜支店以外にない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。